

### 【アメリカ】中小企業向けの投資を促す 2025 年全米投資法の制定

中小企業庁 (SBA) の中小企業投資会社 (SBIC) プログラムは、SBA が投資ファンドを SBIC として認可し、SBIC の自己資本 (private capital) に政府保証付きの融資を組み合わせる形で SBIC に資金を提供し、SBIC が米国の中小企業に投資する仕組みである。SBA は、2025 会計年度の同プログラム投資実績額が過去最高の 530 億ドル (1 ドルは 159 円) になったと発表した。

2026 年 5 月 19 日、2025 年全米投資法 (P.L.119-92) が制定・施行された (全 2 か条)。同法は、同プログラムによる投資促進のため、1958 年中小企業投資法 (P.L.85-699, 15 U.S.C. 661 et seq.) を一部改正するものである。主な改正内容は次のとおり。①SBIC 資金の定義の拡大：自己資本とみなされる範囲を拡大し、大学又は高等教育機関の財団や基金、信託からの資金を追加する (15 U.S.C. 662(9)(B) (iii) (II))。②SBIC が SBA から受けられる融資額の上限 (最大レバレッジ) の変更：1 社の場合と、2 社以上 (SBA 長官が共通支配下にあると判断) の場合とで変更内容が異なる。ここでは 1 社の場合のみ紹介する。改正前は SBIC の自己資本の 300%又は 1 億 7500 万ドルのいずれか少ない額を超えてはならないと規定されていたが、改正後は自己資本の 200%又は四半期若しくは半年ごとに借入金等の利払いを行う SBIC の場合は 2 億 5000 万ドル (これに該当しない SBIC は 1 億 7500 万ドルで変更なし) のいずれか少ない額を超えてはならないとされた (15 U.S.C. 683(b)(2) (A))。③最大レバレッジの算定から除外できる投資対象の拡大：低所得地域若しくは農村地域に所在するか、又は重要技術に特化した中小製造事業者等への投資分を除外する (同号(C) (i))。

海外立法情報調査室・倉橋 哲朗

- ・ <https://www.sba.gov/article/2025/11/19/sbas-sbic-program-delivers-record-capital-fy25>
- ・ <https://www.congress.gov/119/plaws/publ92/PLAW-119publ92.pdf>

### 【アメリカ】2016 年ホロコースト略奪美術品返還法の改正

ナチスがユダヤ人等から略奪した美術品の回復請求権に関する時効は、州法ではなく連邦法で定めるべきとする連邦控訴裁判所の判決 (592 F.3d 954 (2009)) に従い、2016 年ホロコースト略奪美術品返還法 (PL114-308, 22 USC § 1621 note. 以下「2016 年法」) が制定された。同法は、対象期間 (1933 年 1 月 1 日～1945 年 12 月 31 日) に略奪された美術品その他の財産の返還を求める民事請求が、次の両者を現実に認識してから 6 年以内に提起されなければならないとした。(1) 美術品その他の財産の属性及び所在地、(2) 美術品その他の財産に対し請求者が現実に占有を取得・保持する等の権利 (第 5 条 a 項)。この規定は、法制定日 (2016 年 12 月 16 日) に係属する、又は当該制定日から 2026 年 12 月 31 日までに提起される請求に適用される (同条 d 項)。また、2016 年法は、同法が 2027 年 1 月 1 日に失効するとしていた (同条 g 項)。

2026 年 4 月 13 日、2016 年法を改正する法律 (PL119-82) が制定された。概要は次のとおり。①2016 年法第 5 条 a 項に規定する民事請求は、被害者の国籍にかかわらず、国際法に違反する権利が争点となる訴訟とみなされ、連邦裁判所により行われること、②権利行使懈 (け) 怠の法理 (laches. 適時に権利を行使しない者に権利行使を認めないとする。)、国家行為の法理 (外国の主権者 (国の機関等) が自国内で行った行為は有効とみなすべきとする。)) 等の本案と無関係の抗弁は、当該請求に対しては適用されないこと (2016 年法第 5 条 f 項) 等が明記され、③①②は法制定日 (2026 年 4 月 13 日) に係属する、又は当該法制定日以降に提起される請求に適用され (2016 年法第 5 条 e 項)、④2016 年法の失効規定を削除すること等により、2016 年法第 5 条 a 項の規定が恒久的に効力を有する。

海外立法情報課 中川 かおり

- ・ <https://www.congress.gov/119/plaws/publ82/PLAW-119publ82.pdf>

### 【EU】洗剤の安全性及び持続可能性を向上させるための規則制定

2026年2月11日、従来の洗剤に関する規則（EC）648/2004を廃止し、新たに洗剤及び界面活性剤（以下「洗剤等」）について定める規則（EU）2026/405（以下「規則」）が制定された。規則の構成は全37か条附属書8部となっており、施行日は2026年3月22日、適用開始日は2029年9月23日とされた（第37条。以下、条名は規則のもの）。規則は、人の健康及び環境に対する高度な保護を確保しつつ、域内市場における洗剤等の自由な流通に関する規制を行うもので（第1条）、その主な内容は、次のとおりである。①微生物（例えば、汚れを分解する細菌等）を含む洗剤、詰め替え用の洗剤等、オンラインで販売される洗剤等のような新しい製品も規制の対象として明示した（第5条、第12条及び第20条）。②界面活性剤に対して、生分解性（微生物により分解され無機物になること）の要件を強化した（第4条等）。③洗剤等の成分に関する動物実験を原則禁止とした（第7条）。④消費者の安全性向上のため、製造業者に対して、化学物質の分類等に関する規則（EC）1272/2008に基づき加盟国の指定した機関（毒物情報センター）に、洗剤等の上市前にその成分情報を提出するよう義務付けた（第8条）。⑤成分、安全性、環境への影響に関する情報提供のため、デジタル製品パスポート（Digital product passport: DPP ある製品に固有な一連のデータであって、QRコード等により、電子的にアクセス可能なもの）を導入するとした（第21条）。DPPには、(a) 洗剤等が規則に適合していると実証された旨を記載すること、(b) 上市された加盟国が要求する言語で利用可能なこと、(c) 上市から10年間は利用可能なことなどが求められる（同条）。 **海外立法情報調査室・芦田 淳**

・ <https://data.europa.eu/eli/reg/2026/405/oj>

・ <https://ec.europa.eu/newsroom/growth/items/928592/en>

### 【EU】欧州気候法の改正—2040年目標値の設定—

欧州気候法は、2050年までに気候中立を達成するというEUの目標を定めており（第1条）、中間的な気候目標として2040年の目標を設定することを定めていた（第4条）。この規定に従い、2026年3月11日、欧州気候法を改正する規則（Regulation (EU) 2026/667. 全3か条。）が制定され、同年4月7日に施行された。主な改正内容は、次のとおりである。欧州気候法第1条に、同法が（2050年の最終目標のみならず）2040年に向けた拘束力のあるEUの目標についても定めることを追加する（改正規則第1条。以下同じ）。中間目標値を定める同法第4条について、現行の2030年の目標に加え、2040年の目標として、①気候中立目標を達成するために、2040年に1990年比で温室効果ガス排出量を90%削減するものとし、②欧州委員会は、この目標を達成するために、2030年以降を見据えて、関連するEU法を見直さなければならないとの規定を盛り込んだ。そのほか、同条に、欧州委員会の義務として、2027年3月6日以降、2年ごとに、最新の科学的根拠、技術的進歩、EUの国際競争力の課題や機会の変化を考慮に入れ、中間目標の実施状況を評価し、報告することを追加した。同法第11条は、欧州委員会による報告書の提出義務に関する規定であり、考慮すべき項目として気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等2項目を定めていたが、新たに、EUレベルでの温室効果ガス純除去量（農地等の吸収源から排出される温室効果ガスを差し引いた後の除去量）の推定値等7項目を追加した。当該推定値について、欧州委員会は、2040年の値が同年の目標を達成するために必要な値から著しく乖（かい）離していると判断した場合、2040年の目標の調整を含む、不足分に対応するための措置を提案しなければならないとされた。 **海外立法情報課・田村 祐子**

・ <https://data.europa.eu/eli/reg/2026/667/oj>

## 【イギリス】量刑法の改正

イングランド及びウェールズでは、2028年初頭に刑務所収容者数（2026年3月30日現在87,292人）が刑務所の収容能力（2026年3月30日現在89,795人）を超えると予測されている。これを受けて、2026年1月22日、量刑法典（2020年量刑法（Sentencing Act 2020 (c.17)）第2部～第13部）等を改正する、2026年量刑法（Sentencing Act 2026 (c.2)）が制定された。本法律は、全5部50か条及び附則5編から成り、原則としてイングランド及びウェールズに適用される。施行日は、制定日又は制定日から2か月後とされた条項を除き、主務大臣の定める規則に委ねられている（本稿執筆時点で一部規定は未施行。）。主な内容は、次のとおりである。

裁判所は、12か月以下の拘禁刑について、判決の時点で別の犯罪に関連して拘留されている等の一定の例外を除き、犯罪者に執行猶予命令を下さなければならない（第1条）。執行猶予命令の適用対象となる拘禁刑を2年以下から3年以下にまで拡大する（第2条）。裁判所は、執行猶予命令の付随命令として、執行猶予期間中、月収から主務大臣が規則で定める金額（全国最低賃金の時間給額の170倍に相当する金額を下回ってはならない。）を控除した金額の支払を命じることができる（第3条）。執行猶予命令に付することができる遵守事項として、①自動車の運転禁止、②公共イベントへの参加禁止、③酒類提供施設への立入禁止、④制限区域条件（特定の期間、特定の区域内への滞留）を追加する（第14条～第17条）。刑期の半分など釈放時期が定められている標準的な定期刑の最低収監期間を短縮する（第23条）。有期刑受刑者が国外退去の対象となる場合、従来の「最低収監期間の満了後」という規定を削除し、主務大臣が即時に国外退去を命じることが可能とする（第35条）。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/2>

## 【イギリス】国連公海等生物多様性協定の批准に向けた法整備

英国では、国際条約の批准は政府に帰属する国王大権によるが、事前に議会の審査を要する。また、英国は国際法と国内法を別個の法制度とする二元論に立つため、英国政府は、国際条約に基づく義務の履行に国内法の制定が必要な場合、批准前にその法整備を完了することを慣行としている。公海での海洋保護区の創設等を目的とした国連公海等生物多様性協定（以下「BBNJ協定」）は、2023年6月19日に採択され、2026年1月17日に発効した。英国では、BBNJ協定の批准に向けて、2023年11月30日に議会の審査が終了し、2026年2月12日に2026年公海等生物多様性法（Biodiversity Beyond National Jurisdiction Act 2026 (c.6)）が制定された。同法は、全5部33か条及び附則1編から成り、一部の規定を除き制定日に施行された。

主な内容を紹介する。英国船舶による公海等での海洋遺伝資源（遺伝の機能的な単位を有する海洋の植物、動物、微生物その他に由来する素材）の採取（第2条）、採取された海洋遺伝資源及びそのデジタル配列情報の利用（第3条）、海洋遺伝資源標本の保管場所（第5条）、海洋遺伝資源のデジタル配列情報を保存する英国データベース（第6条）について規定する。主務大臣に対し、公海での海洋保護区の創設等に係るBBNJ協定締約国会議の決定を実施するための規則を制定する権限を付与する（第14条）。BBNJ協定に基づく環境影響評価の実施のため、船舶免許に係る要件の免除等の対象範囲を英国水域内から公海等にまで拡大する（第20条）。

英国政府は、今後、規則等の制定を進め、第1回締約国会議の開催期限である2027年1月16日までにBBNJ協定の批准を目指すとしている。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ [https://treaties.un.org/doc/Treaties/2023/06/20230620%2004-28%20PM/Ch\\_XXI\\_10.pdf](https://treaties.un.org/doc/Treaties/2023/06/20230620%2004-28%20PM/Ch_XXI_10.pdf)

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/6>

## 【フランス】2026年度予算法の制定

2026年2月、全2部207か条及び附則から成る「2026年度予算に関する2026年2月19日の法律第2026-103号」（以下「2026年度予算法」）が制定された。施行日は、一部の規定を除いて、同月21日である。同法は、2026年度の歳出総額を約5259億8000万ユーロ（1ユーロは、約186円）、歳入総額を約3925億300万ユーロと定めている（第147条。以下、条名は2026年度予算法のもの）。（付属予算等を合わせた）財政収支は約1346億2700万ユーロの赤字となっており、国防費を例外とした歳出の抑制や、税収の増加などによる対応が図られている。

2026年度予算法の主な措置には、次のようなものがある。①2025年度予算法（本誌No.303-2, 2025.5, pp.16-17参照。）により、高所得世帯（課税所得に調整を加えた課税参照所得が50万ユーロ超、単身の場合は同所得が25万ユーロ超の世帯）を対象に、同年度に限定して導入された最高所得額別負担金について、財政赤字が対GDP比3%を下回るまで徴収を継続する（第2条）。②租税回避策に対処するため、所定の条件（法人税の対象であって、後述する資産の市場価値が500万ユーロ以上であること等）を満たした持株会社の資産を対象とする、新たな金融資産税（税率は20%）を導入する（第7条）。③2025年度予算法により、一会計年度の総売上高が一定額以上の大企業を対象に、同年度に限定して導入された大企業収益特別拠出金を2026年度も徴収する（第12条。ただし、対象となる総売上高の額は、10億ユーロから15億ユーロに引き上げる。）。このほか、④家計への租税負担の影響を相殺する目的で、所得税率についてインフレ調整を行う（第4条）などしている。

海外立法情報調査室・芦田 淳

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000053508155/>

・ <https://www.vie-publique.fr/loi/300444-budget-de-letat-2026-loi-de-finances-2026>

## 【ドイツ】連邦狩猟法及び連邦自然保護法の改正

ドイツにおいて、一度は絶滅したと考えられたオオカミの個体数は増加傾向にある（EUにおけるオオカミの保護レベルの緩和については、本誌No.305-2, 2025.11, p.23参照。）。しかし、生息域の拡大に伴い家畜に対する襲撃も増加し、家畜の保護と補償に多額の費用が生じている。オオカミの個体数の回復、家畜の保護及び公共の安全の均衡を図るため、2026年4月1日、全3か条の「連邦狩猟法及び連邦自然保護法を改正する法律」が公布され、翌2日に施行された。

その主な内容は次のとおり。①従来、狩猟禁止だったオオカミが狩猟対象種に加えられ、狩猟可能になる（連邦狩猟法第2条。以下、条名は、原則として同法のもの）。②所管官庁は、保護区域であっても、野生動物による被害（食害等）の防止、家畜の伝染病予防といった従来の目的に加え、経済的損害の防止、人の健康上の利益のためにも野生動物の狩猟を命じることができる（第6a条）。③オオカミが良好な（生息地指令92/43/EEC第1条(i)という種が長期間存続可能で、自然生息域が安定し、かつ、十分な規模の生息地が存在する状態を指す。）保全状況にあるとき、所管官庁は、狩猟と保全の両立を図る管理計画を策定しなければならない。オオカミは、管理計画の策定後、各年の7月1日から10月31日まで行うことができる（第22d条）。④オオカミが良好でない保全状況にあるとき、所管官庁は保全状況の改善に必要な措置を講ずるものとする（第22b条）。オオカミの保全状況が良好である場合に加えて、良好でない場合においても、経済的損害の防止等の目的で、禁猟期間であっても、所管官庁の許可の下に、狩猟が認められる（第22d条）。⑤連邦狩猟法に規定が置かれたため、オオカミの殺処分等について規定していた連邦自然保護法第45a条は、削除された。

海外立法情報課・栗原 稜

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2026/87/VO.html>

### 【ロシア】移動薬局の導入に向けた法改正

ロシアには依然として、市民が薬局にアクセスすることが困難な地域が数多く存在している。有識者による統計調査によると、ロシア全土にある 8 万 3000 軒の薬局の大部分は都市部にあり、アクセス困難な地域にある薬局は全体の 14%にすぎない。このような状況を踏まえて、医薬品配送のための薬局機能を持つ車両、いわゆる移動薬局の導入実験の内容を定めた連邦法第 125 号「医薬品の流通に関する連邦法の改正について」が、2026 年 5 月 2 日に制定された。

今回の法改正により、2010 年 4 月 12 日付け連邦法第 61 号「医薬品の流通について」（以下「医薬品流通法」）に第 55.2 条「移動薬局を利用した医療用医薬品の小売販売の実施手順」が追加された。実験対象となるロシア連邦構成主体は、当該構成主体の最高責任者からの要請に基づき、ロシア連邦政府の命令によって選定される。同様に、実験対象となる薬局は、当該薬局による実験への参加申請に基づき、当該構成主体によって選定される（医薬品流通法第 55.2 条第 2 項）。移動薬局が販売する医薬品は、必要不可欠なものに限定され、麻薬、向精神薬、放射性医薬品、生物学的医薬品、体積比で 25%を超えるエチルアルコールを含むアルコール含有医薬品等は含まれない（同条第 3 項）。なお、ロシア連邦保健省によると、北西部のアルハンゲリスク州、南西部のヴォルゴグラード州、南東部のブリヤート共和国、ドネツク人民共和国、ルハンスク人民共和国を含む 11 の地域が実験への参加準備を整えている。実験期間は 2026 年 9 月 1 日から 2029 年 9 月 1 日までの三年間であり、その結果によって、移動薬局は恒久的な取組となる可能性がある。

海外立法情報課・堀田 主

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202605020010>
- ・ <https://rg.ru/2026/05/03/lekarstva-stanut-blizhe.html>

### 【韓国】外国等のために行うスパイ行為を処罰するための法改正

2026 年 2 月 26 日、外国又はこれに準ずる団体（以下「外国等」）のために行うスパイ行為（産業スパイを含む。）を処罰するための「刑法」一部改正法律案が国会本会議で可決され、同年 3 月 12 日に公布された（法律第 21450 号、同年 9 月 13 日施行）。

法改正前の刑法第 98 条では、敵国のためには間諜（ちょう）（スパイ行為）を行い、又は敵国の間諜（スパイ）をほう助した者を、死刑、無期又は 7 年以上の懲役に処することが規定されていた。当該規定は、刑法が制定された 1953 年以降、一度も改正されることなく維持されてきたが、敵国とそれ以外の国との区別が比較的明瞭であった東西冷戦が終結したことに加え、先端技術をめぐるし烈な国家間競争を背景とした同盟国や友好国によるスパイ行為への対応も強化する必要が生じたことから、近年、間諜罪（スパイ罪）の構成要件を、現在の国際情勢に合わせて「敵国のために」から「外国のために」へと拡大するべきとの声が高まっていた。

今回の法改正により、敵国のために行うスパイ行為の内容が、「敵国の指令、教唆その他の意思の連絡の下に国家機密を探知し、収集し、漏えいし、伝達し、又は仲介すること」（第 98 条）と具体化されるとともに、第 98 条の 2（外国等のための間諜）が新設され、外国等のために外国等の指令、教唆その他の意思の連絡の下に国家機密を探知し、収集し、漏えいし、伝達し、若しくは仲介し、又はこれらをほう助した者を 3 年以上の有期懲役に処することが規定された。

ただし、今回の法改正に対しては、「外国又はこれに準ずる団体」に外国の民間企業が含まれるのかが不明確な点や、核心的な先端技術等であっても直ちに国家機密と認められるわけではないこと等の実務上の課題も指摘されている。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC\\_F2K5S1T2P0G2B2C1Y005X4F5R015D2](https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_F2K5S1T2P0G2B2C1Y005X4F5R015D2)

### 【韓国】児童手当の拡充—非首都圏及び人口減少地域居住児童に対する加算制度の導入—

2018年2月28日、韓国で少子化対策の一環として児童手当を導入するための「児童手当法案」が国会本会議で可決され、同年3月27日に公布された（本誌 No.276-2, 2018.8, pp.14-15 参照）。導入当初の受給対象者は、所得分布の上位1割を除く9割の世帯の6歳未満の児童（大韓民国国籍を有し、又は難民認定された児童に限る。）であり、受給額は、1人当たり毎月10万ウォン（1ウォンは約0.11円）であった。その後、受給対象者及び受給額は、2019年1月の法改正（所得要件の撤廃及び対象児童の年齢の7歳未満への引上げ）及び2021年12月の法改正（2歳未満の児童への加算及び対象児童の年齢の8歳未満への引上げ）を経て拡充された。

2026年3月20日、児童手当法が更に改正され、対象児童の年齢が8歳未満から13歳未満へ大幅に引き上げられた（第4条第1項。以下断りが無い場合は同法の条名）。対象児童の年齢の上限は、2026年から2030年にかけて1年に1歳ずつ段階的に引き上げられる（附則第2条）。

また、今回の法改正では、首都圏一極集中の緩和策の一環として、非首都圏（ソウル特別市及びその周辺地域を除く地域）及び人口減少地域（人口減少による地域消滅のおそれがあるとして国が指定した地域）に居住する対象児童に、毎月2万ウォン以下の範囲で児童手当を加算する制度が導入された（第4条第6項）。具体的な加算額は大統領令で定められており、人口減少地域を除く非首都圏は毎月5千ウォン、人口減少地域はその程度に応じて毎月1万ウォン又は2万ウォンがそれぞれ加算される（同法施行令第2条第2項）。なお、人口減少地域については、児童手当が地域商品券（地方公共団体の長が発行する商品券）で支給される場合は、更に1万ウォン分が加算される（第4条第7項）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC\\_Y2R6X0Y1R0L7O1W3Q1G8V0B1A1H3O4](https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_Y2R6X0Y1R0L7O1W3Q1G8V0B1A1H3O4)

### 【韓国】私立大学の構造改善支援に関する法律の制定

韓国では、学齢人口の減少等により、特に地方で私立大学の財政危機が深刻化している。経営危機に陥っている学校法人・私立大学の構造改善・解散・清算を管理・支援することを目的に、2035年末日まで有効の限時法として、私立大学の構造改善支援に関する法律が国会本会議で可決され、2025年8月14日に公布された（法律第21010号。2026年8月15日施行）。

教育部（部は日本の省に相当）長官が指定する専任機関（具体的には韓国私学振興財団）の長は、私立大学の財政診断を毎年実施し（第8条）、構造改善が必要な私立大学を、教育部に設置された私学構造改善審議委員会（以下「委員会」）の審議を経て、経営危機大学に指定できる（第9条）。専任機関の長は、経営危機大学を運営する学校法人に構造改善履行計画の提出を要求でき（第10条第1項）、当該学校法人は、計画による構造改善措置の履行状況を、専任機関の長に年2回以上報告しなければならない（同条第4項）。報告された履行状況を専任機関の長が点検した結果、必要なときは教育部長官は是正を命じることができる（同条第6項）。一定期間是正措置を履行しなかった等の場合には、専任機関の長は、委員会の審議を経て、教育部長官に構造改善命令の発出を要請することができる（第12条第1項）。構造改善命令は、学生の募集停止、私立大学の廃校、学校法人の解散・清算等の事項のうち少なくとも1つを内容に含む（同条第2項）。経営危機大学として未指定であっても、専任機関の長は、委員会の審議を経て、私立大学等に自主改善措置を勧告できる（第13条）。そのほか、廃校となる私立大学の学生・教職員の保護（第21条）、経営危機大学の構造改善措置履行に対する地方公共団体の支援（第24条）等の規定が整備された。

関西館アジア情報課・阿部 健太郎

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_M2Z5S0S7D0B2O1G0D4G2X2B6F3H8D5](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M2Z5S0S7D0B2O1G0D4G2X2B6F3H8D5)

### 【中国】産業チェーン及びサプライチェーンの安全に関する国務院法規の制定

経済安全保障のため、中国とのデカップリング等を進める米国等の西側諸国に対抗し、中国国内の対応能力を強化する観点から、2026年3月31日、国務院の行政法規として、全18か条から成る「産業チェーン及びサプライチェーンの安全に関する国務院規定」が公布、同日施行された（中華人民共和国国務院令第834号）。同規定は、技術・製品の提供を通じて国際的に形成された産業間のリンケージ（産業チェーン）及び企業間のサプライチェーンに係るリスク防止、安全性向上等を目的とする。以下、産業チェーン及びサプライチェーン（以下「産業チェーン等」）の安全を損なう国内外の組織・個人に対する制裁措置等を中心に紹介する。

産業チェーン等に関する違法な情報収集活動を中国国内で行った組織・個人に対し、関係部門は、法に従い対応措置を採る（第13条）。国際法等に違反し、外国、国際組織等が行った差別的な禁止等措置、産業チェーン等の安全を侵害する行為等に対し、国務院関係部門は、安全の調査を行う権限を有し、関係貨物・技術の輸出入又は国際サービス貿易の禁止、特別費用の徴収等の措置を採り、中国に対する差別的措置、侵害行為の実施等に関わった組織・個人に制裁措置を採ることができる（第14条）。中国国民又は組織との取引を不当に中断し、差別的な措置又は他の行為により、中国の産業チェーン等を実質的な損害等を与えた外国の組織・個人に対し、国務院関係部門は、安全の調査を行う権限を有し、調査結果に基づき、中国と関わる輸出入活動、中国国内への投資等の禁止又は制限等の措置を行うことができる（第15条）。これらの措置を執行すべき国内の組織・個人が実行しなかった場合、国務院関係部門は、政府調達への参加等を禁止又は制限する権限を有する（第16条）。 **海外立法情報課・湯野 基生**

・ [https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7064837.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm)

### 【中国】反外国不当域外管轄条例の制定

米国等が自国の管轄権を域外適用（以下「域外管轄」）し、人権等を理由に行う制裁に対し、中国は、同国及び国民の権利等に対する国際法違反の侵害であると批判する。2021年制定の反外国制裁法（本誌 No.288-2, 2021.8, p.47 参照）のほか、外国の域外管轄等への対抗手段を強化する中国共産党の方針等を踏まえ、EU規則等を参考とし、2026年4月7日、国務院行政法規として、反外国不当域外管轄条例が公布、施行された（中華人民共和国国務院令第835号）。

本条例は、全20か条から成る。国家の主権、国民の権利等、国際法を基礎とする国際秩序等の保護のため、反外国制裁法等に基づき制定される（第1条）。中国は、中国への内政干渉等に反対し、中国政府は、外国の不当な域外管轄に対し、相応の措置を採る権利を有し（第3条）、中国との関係性が認められる行為に対し、域外管轄を執行する権利を有する（第4条）。不当な域外管轄の認定に当たっては、国際法に対する違反、中国の国家主権、国民の権利等に対する侵害の有無等を考慮する（第6条）。国務院各部門は、不当な域外管轄の執行等に関与する外国の組織・個人を、悪意ある主体リストに掲載し、入国禁止等の報復・制限措置を採ることができる（第8条）。同措置の対象者は、措置の取消し等を申し立てることができる（第9条）。同措置の対象者と共に、関係する活動を実行する必要がある組織・個人は、措置を決定した国務院関係部門の同意を得なければならない（第11条）。国務院法治部門は、不当な域外管轄の実行者等に対し、その実行を禁止する命令を行うことができる（第13条）。報復・制限を実行せず、又は禁止命令に違反した者に対し、国務院関係部門は、政府調達への参加の禁止又は制限等の措置を採ることができる（第17条）。 **海外立法情報課・湯野 基生**

・ [https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7065398.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm)

### 【オーストラリア】燃料供給不足への対応—国家燃料安全保障計画、2026-27 年度予算案—

2026 年 2 月 28 日のアメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、中東情勢の不安定化及びそれに伴う燃料の世界的供給不足等をもたらした。同年 3 月 30 日、連邦政府は、州・準州政府と対応を協議し、「豪州の経済活動を維持するための、燃料供給問題に対する 4 段階の対応策」である国家燃料安全保障計画（以下「計画」）に合意するとともに、同日発表した。

計画では、状況を 4 段階（レベル 1：計画と準備、同 2：豪州の経済活動の維持、同 3：的を絞った対策の実施、同 4：全ての豪州国民のための重要サービスの保護）に分け、各段階において連邦政府や州・準州政府が行う措置、国民自身が取べき行動等の概要を示している。2026 年 6 月 10 日現在の状況は、レベル 2 に位置付けられている。これは、燃料供給は引き続き円滑に行われているが地域により供給に混乱が生じている状況であり、次の対応が必要とされる。

①連邦政府：主要貿易相手国との二国間協議を通じた（燃料の）国内供給体制の強化、最低備蓄義務（燃料の種類や事業者（精製・輸入）別に 20～32 日間）に基づく燃料備蓄の管理及び管轄区域への公平な配分等、②州・準州政府：燃料価格の影響を受けやすい産業への経済的影響の監視等、③国民：燃料価格高騰の影響回避のため必要な分だけの燃料購入と自主的な燃料消費量の抑制等。同年 5 月 12 日、連邦政府は、2026-27 年度予算案の中で 148 億豪ドル（約 1 兆 6700 億円）規模の「燃料供給安定性強化パッケージ」を発表し、米国、カナダ等からの燃料供給の増加や、最低備蓄義務に関して全種類の燃料（ガソリン、軽油、灯油）につきそれぞれ約 10 日間の備蓄期間延長等を打ち出した。

海外立法情報調査室・内海 和美

- ・ <https://www.pmc.gov.au/resources/national-fuel-security-plan>
- ・ [https://budget.gov.au/content/bp1/download/bp1\\_2026-27.pdf](https://budget.gov.au/content/bp1/download/bp1_2026-27.pdf)

### 【オーストラリア】先住民族の医学部学生への高等教育費用支援枠を拡大するための法改正

豪州では、2003 年高等教育支援法（以下「支援法」）に基づき、同法第 16-15 条の A 表に掲げる 38 機関（国・州立大学 36、私立大学 1、先住民族のための高等教育機関 1）等（以下「A 表大学等」）に対し連邦政府は補助金を交付し、豪州の市民権を有する学生等の高等教育費用の一部を負担している（第 30-1 条。負担額は専攻分野（法学、教育学等）により異なる。）。かつては連邦政府が A 表大学等への補助金の定員枠（連邦政府支援枠）の割当てを行ったが、2012 年に廃止された。ただし、医学コースに対しては連邦政府による支援枠の上限設定が現在も行われている（第 30-10 条、第 30-12 条）。豪州議会図書館の調査報告書によれば、この上限設定は、医師の登録資格の取得に必要な研修の受入枠が限られており、医学部卒業生を増やせないことも背景にあるとされる。

先住民族の学生に関して、連邦政府支援枠の上限のない A 表大学等のコースは、「需要主導型高等教育コース」（先住民族の学士課程の学生が在籍する医学以外のコース）と規定され（第 30-10 条、附則第 1 第 1 条）、医学コースの上限は残されていた。これにより医学コースの先住民族の学生数が事実上制限されることが懸念された。他方、連邦政府が委託した高等教育機関に関する評価報告書（2024 年公表）では、出願し、医学学位取得のための入学要件を満たす全ての先住民族の学生に対する入学枠の確保が勧告された。これらの状況を受け、2025 年 12 月 4 日、支援法を改正し、医学コースの先住民族の学生に支援枠の上限を設けないための法律が成立した（翌 5 日施行）。具体的には、支援法の「需要主導型高等教育コース」の定義に「先住民族（の学生）が在籍する医学コース」を追加した。

海外立法情報調査室・内海 和美

- ・ <https://www.legislation.gov.au/C2025A00074/asmade/text>

**【マレーシア】 漁業法の改正**

マレーシアでは、領海への外国船籍の侵入及び違法・無報告・無規制（Illegal, Unreported, Unregulated: IUU）漁業が問題となっている。2025年、漁業法の改正が、7月29日に下院で、9月9日に上院で可決された。同年12月16日の最高元首（国王）の同意、同月31日の官報掲載を経て、農業・食料安全保障大臣の定める日に施行される（2026年6月10日時点で未施行）。漁業法の適用範囲はマレーシア漁業水域（内水、領海及び排他的経済水域）だが、マレーシア漁船については公海も適用範囲に含む（漁業法第1条、第2条。以下、条名は漁業法のものである。）。今回の主な改正内容は次のとおり。

①水産局長に対する、漁業計画等の策定支援のための情報提供が義務化された（第6A条）。②操業免許が取り消された場合、最長5年間、免許の再申請ができなくなった（第13条）。③魚を捕ること等を目的として、爆発物、毒物、汚染物質、電流を利用する装置等を使用した者等は、25万リンギット（1リンギットは約39.9円）以下の罰金刑若しくは5年以下の拘禁刑又はその併科により処罰されることになった（第26条）。④州の管轄区域外の海棲（せい）哺乳類又はカメ類について、採捕、加虐等に加え、殺すこと、所有、販売、購入、輸出、輸送、保管が新たに犯罪とされ、罰金額が引き上げられた（第27条）。⑤海洋公園等で、漁業の操業、水生動植物及びサンゴ等の採捕、建物等の建設、係留等を許可なく行った者に対し、罰金刑が科されることになった（第43条）

海外立法情報課・澁谷 由紀

・ <https://lom.agc.gov.my/act-detail.php?type=amendment&act=A1780&lang=BI>

・ [https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/LOM/EN/Online%202019\\_Act%20317.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/LOM/EN/Online%202019_Act%20317.pdf)